

パティオ池鯉鮒（知立市文化会館）の新しい地域支援

“ぱていしえ”が創る 心豊かなくらし

文化芸術の鑑賞機会を通して感動と未来への活力を提供し、町を元気にする、地域住民と文化会館とを結ぶ相互支援ネットワーク
それが、**パティオ支援コミュニティ（通称：ぱていしえ）**です

【相互支援のあらまし】



○パティオ池鯉鮒→ぱていしえ会員
・公演チケットの割引サービス
・公演情報のご提供（公演チラシ、イベントカレンダー等）
・会館ホームページのリンクコーナーにぱていしえ会員のリンクコーナー設置
・いただいた文化活動情報に対し、必要によりパティオからの支援情報の提供。例：演奏家派遣など

○ぱていしえ会員→パティオ池鯉鮒
・団体幹旋チケットの支援（各会員の担当者によるチケット取りまとめ、窓口へ受取り、精算）
・提供する公演情報の関係者への配布・周知のご協力
・各種文化活動情報のご提供。

公的団体
民間企業
地域団体
など

ぱていしえ会員

相互支援体制により「ぱていしえ会員」となる各団体・企業等所属員への心身の健康・福利厚生などに貢献する事が、地域コミュニティの発展に通じ、地域全体の活性化や、住みよく憩いある町づくりを進めることに寄与します

【加入条件・加入申込方法について】

○登録申請書によりその加入を認められた公的団体・民間企業・地域団体等
○文化会館HP (<http://www.patio-chiryu.com>) の右下部にある「ぱていしえ会員について」のバナーをクリックして、申込み書類をダウンロードしてください。会館窓口へ申請後、希望団体へ加入承諾書等により可否をご連絡します。

【問合せ】パティオ池鯉鮒（知立市文化会館）

指定管理者：一般財団法人ちりゅう芸術創造協会

472-0026 愛知県知立市上重原町間瀬口116番地

TEL 0566-83-8100 FAX 0566-83-8110

Eメール patio@patio-chiryu.com URL <http://www.patio-chiryu.com>

パティオ支援コミュニティ（ぱていしえ）登録申請書

注：太枠内は必須です。

年 月 日

登録名（団体名）	フリガナ			
	団体名			
フリガナ				
代表者氏名				
フリガナ				
担当者氏名 ※1 (所属課名など)	()			
団体住所・連絡先	所在地			
	連絡先 TEL	() -	F A X	() -
	WEBサイトURL □：リンク希望※2			
	メールアドレス※3			

※1 貴団体の実務をご担当する方を一人お決めください

※2 会館ホームページから団体WEBサイトへのリンクを希望される方はチェックを入れてください

※3 各種情報の発信は担当者様へのメールにて発信いたしますので必須です

一般財団法人ちりゅう芸術創造協会 理事長様

パティオ支援コミュニティ（ぱていしえ）規約の内容に同意し、この通り登録申請いたします。

住 所

(登録申請者) 氏 名

印

電話番号 () -

(一財)ちりゅう芸術創造協会は、記載された個人情報について、知立市文化会館の管理、運営の目的以外には使用しません。

職員記入欄	入 力	HPリンク	決裁欄	理事長	事務局長	局長補佐	係長	受付

ぱていしえ(パティオ支援コミュニティ)会員規約

一般財団法人ちりゅう芸術創造協会

(名称)

第1条 この会員の名称は、「パティオ支援コミュニティ（通称：「ぱていしえ）」とする。

(目的)

第2条 地域の文化会館と住民を結ぶ相互支援ネットワークを目指して、一般財団法人ちりゅう芸術創造協会（以下「協会」という。）と会員との相互支援活動を通じて、地域の文化芸術の発展ならびに、各会員の所属員が鑑賞・体験や参加の機会を通じて、心豊かな人間形成に寄与することを目的とする。

(会員)

第3条 会員とは、本規約を承認の上、入会申請書による入会手続きにより、協会が認めた公的団体・民間企業など各種団体をいう。

(有効期間)

第4条 会員の有効期限は入会が認められた日が属する年度の3月31日までとする。ただし有効期間内において、会員より退会の意志が示されない場合は、以後自動継続できるものとする。

(会費)

第5条 会費は無料とする。ただし各会員が、会員活動を行ううえでかかる経費については、各会員負担とし、協会はいかなる場合も補償しないものとする。

(会員承諾書の発行)

第6条 協会は会員に対し、会員承諾書を発行し会員資格を証するものとする。

(会員特典)

第7条 会員は、次に挙げる特典を受けることができる。

(1) チケットの団体斡旋割引

この場合、会員加入申請時に定めた、各会員の窓口担当者が各団体内での、チケットの取りまとめを行うとともに、チケットの引取り精算を窓口で実施するものとする。

(2) 団体斡旋割引

協会が企画する公演などのチケットを、一部の公演を除き会館友の会制度「パティオレーと」の会員価格と同額または、別表に定めた割引基準表の価格で購入することができる。また、協会が主催する講座については、公演チケットの例に準じるとし、そのどちらの場合においても、他の割引券との併用の割引はできないものとする。なお、会員の加入状況ならびに会場のキャパシティにより、枚数制限を設ける場合がある。その場合、会員加入申請書に記載の各団体の構成人数の割合に応じて定めるものとする。また枚数制限を設けない場合においても、あらかじめご案内の開催日時や座席種別などの変更等する場合がある。

(3) パティオ池鯉鮒文化情報誌「Patio」などの贈呈

会員には、パティオ池鯉鮒文化情報誌「Patio」、「イベントカレンダー」、「公演チラシ」、

「メールマガジン」をご希望に応じ送付・送信する。ただし、送付・送信先は各会員窓口担当者のみとする（会員所属員への二次配布・配信は可能）。

(4) 希望により、会員の所有するホームページへのリンクを、協会の管理する文化会館のホームページに設置することができる。

(チケットの購入・予約)

第8条 会員は、協会の発信する団体幹旋表により、チケットを申し込むことが出来るものとする。申込みのタイミングは公演ごとに定めるものとし、協会によるチケット予約のタイミングは別表の通りとする。また予約の際、各会員の窓口担当者は、協会の定めるチケット受付担当者へ連絡するものとする。

(届け出事項の変更)

第9条 会員は申込書の記載事項に変更があった場合は、直ちにその内容を協会に届け出るものとする。

2. 会員は前項の届け出がないために、協会からの送付書類が延着、又は不到着となっても、異議を申し立てることができないものとする。

(退会)

第10条 会員が退会するときは、退会の届け出をするとともに退会を希望する日の30日前までに届け出るものとする。

2. 会員が次のいずれかに該当した場合には、会員の資格を取り消すものとする。

(1) 入会時に虚偽の申請をした場合

(2) チケット代金の支払いを怠った場合

(3) 本規約に違反した場合

(4) 営業目的でチケットを購入し転売した場合

(5) その他、会員としてふさわしくない行為のあった場合

(個人情報の取り扱い)

第11条 個人情報については、公演情報等の案内送付及び会の運営上連絡が必要な場合、ならびに知立市文化会館の運営・事業に関する調査の連絡に限り使用し、他の目的では使用しないものとする。

(規約の変更)

第12条 本規約を変更する場合には、変更後において、協会は速やかに会員に通知するものとする。

附 則

この規約は、平成30年10月1日から施行する。

別表 団体斡旋等の割引一覧

ホール名	枚数	「パティオレーと」 先行発売期間	一般発売日以降
かきつばたホール	1～49枚	×	○ パティオレーと会員価格
	50枚以上	×	○ 2割引程度
花しょうぶホール	1～29枚	×	○ パティオレーと会員価格
	30枚以上	×	○ 2割引程度

※協会の受付担当者へ最初に報告のあった枚数により、割引を決定するものとする。

※公演により、条件が変わる場合あり。案内の内容と、別表とが矛盾する場合は案内の内容が優先されるものとする。

※あらかじめ受付した場合においても、一般発売日までにチケットが完売となる場合については、団体斡旋を実施することはできない。